

知っておこう!生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、必要な資金の融通を他から受けることが困難である世帯に対し、資金の貸付と必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的としている。貸付対象の世帯は次のとおり。

- 低所得世帯＝世帯収入が生活保護基準の概ね1.7倍程度以下の世帯(※修学資金は1.5倍程度)
- 高齢者世帯＝日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯
- 障害者世帯＝障害者手帳などの交付を受けている者が属する世帯
- 生活保護世帯＝現在、生活保護を受給している世帯

■貸付条件一覧表(平成16年度)

資 金 種 類			貸付対象			貸付条件				
			低	障	高	保	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
更生資金	生 業 費	・生業を営むのに必要な経費	○	○	○		(低所得世帯) 280万円以内	1年以内*3	7年以内	3 %
							(障害者世帯) 460万円以内	1.6年以内 *3	9年以内	
	技能習得費	・生業を営み、又は就職するために必要な知識・ 技能を修得するための経費、およびその期間中 の生計を維持するために必要な経費					(低所得世帯) 110万円以内 *1	・技能習得 期間満了後 6月以内	8年以内	
							(障害者世帯) 130万円以内*1			
福祉資金	福 祉 費	・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・機能回復訓練器等の購入費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水、 電気または暖房を設けるのに必要な経費 ・就職又は技能を習得するための支度費 ・その他、帰省費用、年金の掛金等の費用	○	○	○	○	50万円以内	6月以内 *3	3年以内	3 %
	障害者等福祉 機器購入費	・障害者又は高齢者が日常生活の便宜を図るた めの福祉用具等の購入等に必要な経費	○	○	○	80万円以内	6年以内			
	障害者自動車 購 入 費	当該障害者が運転する自動車又は障害者と生 計を同一にする者が、専ら当該障害者の日常生 活の便宜等を図るための自動車購入費	○	○	○	200万円以内				
	中国 残留 邦人等国民 年金追納費	・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追 納に必要な経費	○	○	○	○			470.4万円以内	
住 宅 資 金			○	○	○	○	250万円以内	6月以内 *3	7年以内	3 %
修学資金	修 学 費	・高等学校、大学又は高等専門学校に就学する のに必要な資金	○		○		高校 月35千円以内 高専 月60千円以内 短大 月60千円以内 大学 月65千円以内	卒業後 6月以内	*4の とおり	無利子
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に 際し必要な経費					50万円以内			
療養・介護資金	療 養 費	疾病等の療養を行うのに必要な経費及びその 期間中の生計を維持するための費用	○		○		170万円以内 *2	貸付日から 6月以内	5年以内	無利子
	介 護 費	介護サービスを受けるのに必要な経費及びその 介護サービス受給期間中の生計を維持するため に必要な経費								
緊急小口資金			○				5万円以内	2月以内	4月以内	3 %
災害援護資金			○			○	150万円以内	1年以内 *3	7年以内	3 %
離 職 者 支 援 資 金			○				月20万円以内 単身月10万円以内	1年以内	7年以内	3 %
長 期 生 活 支 援 資 金						○	・評価額の70%程度 ・月30万円以内	貸付期間 *5	死亡など 契約終了時	年3%又は プライムレートの低い利率

- *1 法令において知識・技能を習得する期間が6月以上と定められている場合は、3年の範囲内において6月を超える期間について月額15万円以内
- *2 療養期間が1年を超え1年6月以内の場合、又は介護サービスを受けるのに必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年を超え1年6月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは、230万円以内
- *3 災害を受けたことにより、生業費、福祉資金、住宅資金及び災害援護資金を貸付ける場合は、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる
- *4 当面は資金運用の関係で修学資金の償還期間は、修学期間(貸付月数)の3倍以内とする
- *5 借受人の死亡時までの期間又は貸付元金金が貸付限度額に達するまでの期間



シリーズ 市町村社協合併に向けて(7)

「法人合併後の新社協組織体制構築の基本指針」を策定

市町村社協の法人合併を進めていく上で、合併後の新社協像をどのように描き、組織の再構築を図っていくかが重要な課題となる。県社協では、新社協の組織づくりについて論点を整理し、合併後の組織体制構築に向けた基本指針を策定した。その概要を、一回にわたって紹介する。

《本所・支所体制の基本課題》

(1)地域福祉圏域の設定

合併後の社協において住民参加の地域福祉活動、生活課題の把握、福祉サービスの効率的運営を進めるためには、住民により身近な活動圏域の設定が適当と考えられる。そのため、合併前の市町村域を地域福祉圏域として捉えなおし、新社協の重要な基盤の一つとして位置づけることが望ましい。

(2)地域福祉圏域の活動拠点

①旧市町村を圏域とする地域福祉活動を進めるためには、適切な職員配置を含めた拠点環境の整備が不可欠であり、住民に身近な福祉センター等の活用が考えられる。



- ②この拠点は、新社協の機能の一部を担う「支所」と位置づけられる。
- (3)地域福祉推進委員会(仮称)の設置
- 地域福祉圏域において住民や当事者、関係者が地域の福祉課題を共有したり、その解決に向けて協議を行うとともに、福祉コミュニティづくりに向けて協働できるよう、支所活動の基盤的組織として地域福祉推進委員会を設置する。
- (4)本所の選定
- ①新法人が所有または占有できる建物であること。
- ②住民や関係者の交通アクセス及び駐車場の確保が容易であること。
- ③本所機能を担いうる事務室その他の設備が確保できること。また、当該地域福祉圏域の支所の併設が可能であること。

《本所・支所の機能の分担》

(1)本所

法人経営の事務局として組織運営管理、総合的企画、支所間の連絡調整、福祉サービス利用支援、その他市町村全域で展開する事業の運営等を担う。

(2)支所

在宅福祉サービス、相談事業、ボランティア・市民活動支援、福祉コミュニティづくりを進めるとともに、圏域内の福祉団体・住民組織等との連携協働を強化する。

《本所・支所間の連携》

(1)事業部門

合併後、同じ市の住民に対して提供されるサービスや福祉活動参加の機会に差があることは適当ではなく、次のことに留意して速やかに事業の平準化、対象地域の拡大が望まれる。

①一部の支所のみで実施されている事業については、取り組みの経緯、ニーズ、効率性、有効性、公平性、優先性に関する評価をもとに継続・廃止を決定することにも、他地域への普及が必要な場合は、本所及び実施社協の支援を進める。

②全ての支所において同様な手法で取り組まれている事業については、本所を中心に連絡調整を図り、当該事業の評価をもとに継続・拡充を進める。

③一部または全ての支所で実施されているが、事業の内容や手法に相違点がある場合は、それぞれの取り組みに関する評価をもとに平準化・広域化を進める



か、それぞれの長所を活かした役割分担をとることが考えられる。

(2)庶務・経理部門

庶務及び経理に関しては、基本的に本所で統括することとなるが、支所においても、文書の収受・発信、起案、会費や利用料等の現金の受け入れ、小口現金の管理等が生じることから、支所・本所間の緊密な連絡が必要となる。コンピュータネットワークのWAN等を通じた文書・事務処理システム及び経理システムを構築し、業務の円滑化・効率化を図ることが望ましい。

①文書・事務処理ネットワークシステムの機能・文書収発管理・起案・決裁・勤務管理・旅行命令・超過勤務・休日勤務命令・行事予定管理・その他の事務管理機能

②経理ネットワークシステムの機能・給与管理・支所の出納管理・各種帳票照会・出力・介護報酬管理・分散入力・按分仕訳入力・同書作成その他の財務管理機能(以下、次号)